マッチング拠出の要件撤廃について

東京金属事業確定拠出年金プラン

～ マッチング拠出の拠出上限額が引き上がります ～

これまで、確定拠出年金（ＤＣ）制度における加入者掛金（マッチング拠出）の上限額は**事業主掛金額以下**とする要件がありましたが、年金制度改正法によりこの要件が撤廃され『加入者掛金＋事業主掛金』の合計金額がＤＣ拠出限度額以下であれば、事業主掛金額を上回る額であっても、加入者掛金として拠出することができるようになりました。

現行のマッチング拠出上限額

ＤＣ拠出限度額（5.5万円※）
－ＤＢ掛金相当額（0.3万円もしくは0.5万円）
－ＤＣ事業主掛金額（設定掛金額）

（注）ただし、事業主掛金額以下とする

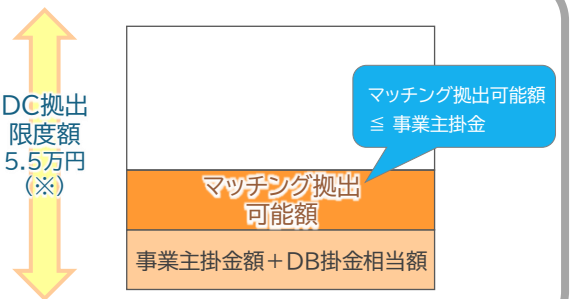

※2027年よりDC拠出限度額引上げ予定（6.2万円）

改正後のマッチング拠出上限額

上記（注）の要件が撤廃となり、
マッチング拠出可能額は大幅に増加します。

2026年5月分掛金から変更可能

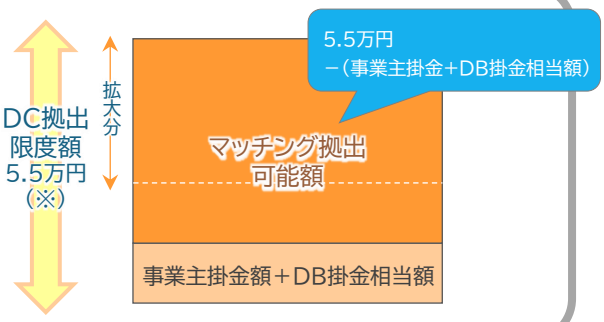

＝ 当社のマッチング拠出上限額 ＝

ＤＣ拠出限度額（55,000円）
－ＤＢ掛金相当額（60歳上限：5,000円 ・ 65歳上限：3,000円）
－ＤＣ事業主掛金額（1,500円×口数）＝ ＿＿＿＿＿＿円※ まで拠出可能

※ 事業所ご担当者さまにてご記入ください。

2025.10